

在宅重度心身障害者居室整備費補助金の手続きの流れ

1 事前相談

障害者の状況、工事箇所や工事理由等の内容を確認します。
見積書や図面の修正をお願いすることがあります。

2 協議書の提出

すべての書類に不備がないことを当事務所で確認した後、
協議書類一式（※1）を市町の窓口へ提出していただきます。

3 自宅訪問調査

担当者が現地調査を行い、聞き取りや写真撮影等を実施します。

4 協議

補助金の対象となるか当事務所で協議します。
協議後、申請の可否及び必要に応じて指導・助言等を行います。

5 申請書の提出

協議の結果、問題がなければ、申請書を当事務所へ提出していただきます。
（協議者＝申請者＝工事契約者＝領収書名義で統一が必要です）

6 交付決定

補助金交付の可否について審査を行います。
審査後、当事務所から交付決定通知を郵送します。
（通知するまで、協議から最短でも1か月以上かかります）

7 工事契約・着工

交付決定通知の日付の翌日から可能となります。（それ以前は不可）
申請時と工事内容の変更をしないでください。（※2）

8 工事完了

年度内に工事を完了する必要があります。
完了後、当事務所へご連絡ください。

9 自宅訪問調査

当年度の3月31日までに、担当者が現地調査により完成検査を行います。

10 実績報告書提出

完成検査後、実績報告書とその他書類を提出していただきます。
（工事完了後1か月以内か翌年度4月10日のいずれか早い日まで）

11 額の確定

完成検査及び実績報告にて、工事内容に問題がないことを確認し、
補助金の交付額を確定します。

12 補助金の支払い

申請者名義の口座に補助金が支払われます。
（工事代金をすべて払っていただいてから交付されます）

(※ 1) 協議書類一式

- ① ☐ 在宅重度心身障害者居室整備費協議書（第 1 号様式）
- ② ☐ 居室整備計画見取図及び住所略図（第 1 号様式の 2）
※⑨及び⑪があれば「別紙のとおり」との記載でよい。
- ③ ☐ 障害者手帳のコピー
- ④ ☐ 住民票の写し（世帯全員（謄本））
- ⑤ ☐ 所得課税証明書（同一世帯分）
- ⑥ ☐ 課税状況調査同意書
- ⑦ ☐ 見積書（見積業者作成）
※工事箇所別のもの。
- ⑧ ☐ 居室整備費補助金算出内訳表（Excel表）
- ⑨ ☐ 改修前平面図及び改修後平面図
- ⑩ ☐ 設備機器カタログ（又は写真）及び設置場所図面（該当する場合）
※設置場所は改修後の平面図に入れてもよい。
- ⑪ ☐ 住所案内図
- ⑫ ☐ 在宅重度心身障害者居室整備費補助金・事前協議確認表

(※ 2) 工事内容変更について

- 工事内容は、交付決定時の内容と変更しないでください。
- 工務店の方々とよく相談し、申請時には内容の変更が起きないように、事前に話し合ってくださいようお願いします。
- 万が一、工事内容を変更しなければならない（やむを得ない）場合には、事前に必ず中北保健福祉事務所担当者まで連絡をしてください。
その際は、一旦工事を中止してください。（知事の許可が必要になります）

**事前連絡なしに工事内容が変更となっていた場合、
補助金の交付はできません。**